

フランス刑事再審制度の動向

福 永 俊 輔

はじめに

- I. 従来のフランス刑事再審制度
- II. 欧州人権裁判所の判決を理由とする再審査手続
- III. フランス2014年法と刑事再審制度の改正

むすびにかえて

資料：フランス刑事訴訟法再審規定・試訳（2014年改正）

はじめに

わが国が近代刑事再審制度を採用したのは、1880年制定にかかる治罪法においてである。治罪法は、フランス法に倣い、利益再審のみを認めた。その後、1890年制定にかかる旧々刑事訴訟法（明治刑事訴訟法）も治罪法とほぼ同様の規定を置いたが、1922年制定にかかる旧刑事訴訟法（大正刑事訴訟法）は、ドイツ法を継受し、利益再審のみならず不利益再審をも認めるに至った。しかし、戦後、日本国憲法が第39条において一事不再理を規定したことに伴い、まず応急措置法20条が「被告人に不利益な再審は、これを認めない」として不利益再審規定を廃止し、その後、1948年に制定された現行刑事訴訟法も、不利益再審を廃し、再審を利益再審に限って認めている。こうして、現行のわが国の再審制度は、「再びフランス型に戻った」と評される¹⁾。

1) 白取祐司『フランスの刑事司法』（日本評論社 2011年）315～316頁。

わが国の再審制度の起源であるフランスに目を向けると、近時、刑事再審制度をめぐって、大きな動きがあった。昨年、「刑事確定有罪判決の再審および再審査の手續の改正に関する2014年6月20日の法律」(LOI n° 2014-640 du 20 juin 2014 relative à la réforme des procédures de révision et de réexamen d'une condamnation pénale définitive。以下、フランス2014年法ということもある)の公布・施行に伴い、フランス刑事訴訟法における再審規定の改正が行われたのである。わが国の治罪法制定に当たり基礎とした1808年ナポレオン刑事訴訟法典は、わが国の刑事再審制度にとどまらず、近代的な再審制度の立法化の起源であるとされる²⁾。もっとも、すでに指摘されているように³⁾、そこで規定された再審規定は、極めて厳格なものであった。しかしながら、以後のフランス刑事再審制度は、個別の誤判事件とそれに対する世論を背景として改正を繰り返しながらその厳格性を改め、リベラルな性格を持つ再審制度として結実した⁴⁾。2014年のフランス刑事訴訟法の再審規定の改正は、こうした再審制度につき、全面的な改正を行ったものである。

ところで、近時、わが国においては、刑事再審をめぐり動きが活発化している。昨年、袴田事件第二次再審請求審に対して、静岡地裁は、再審の開始と拘置の執行停止という判断を行った。2000年以降に目を広げても、布川事件、氷見事件、足利事件、東電OL事件で再審無罪の判断が下されている。しかし、その一方で、名張事件、福井女子中学生殺人事件では再審開始決定後に取り消しがなされ、その他北陵クリニック事件、飯塚事件、恵庭OL事件、大崎事件などでは再審請求が棄却されている。こうした再審に関する動きの中で、研究者やこれら再審事件に直接かかわっている実務家から、再審請求審における判断構造⁵⁾、証拠開示の問題⁶⁾、再審開始決定

2) 内田博文「フランスの刑事再審制度」ジュリスト 601号(1975年)62頁。

3) 内田・前掲「フランスの刑事再審制度」62頁。

4) この間の改正に関して、白取・前掲『フランスの刑事司法』321頁以下。

5) 例えば、佐藤博史「再審請求における証拠の明白性判断—限定的再評価と全面的再評価—」河上古稀祝賀(青林書院 2003年)425頁以下、豊崎七絵「最近の再審開始決定における証拠の明白性判断の論理について」季刊刑事弁護 74号(2013年)87頁以下。

に伴う刑の執行停止の問題⁷⁾やいわゆる「再審格差」⁸⁾の問題などが指摘されている。

フランス刑事再審制度は、わが国が現在抱えているこれら再審の問題を考察するうえで参考となる点が多く、きわめて示唆に富むように思われる。そこで、本稿は、フランス2014年法により新たに改正されるに至ったフランス刑事再審制度につき、従来のフランス再審制度との比較を通じてこれを紹介し、フランス刑事再審制度の近時の動向を確認することをその目的とするものである。

I. 従来のフランス刑事再審制度

フランス2014年法による改正以前、再審に関する規定は、フランス刑事訴訟法「第3部 非常救済方法」(Des voies de recours extraordinaires)、 「第2編 再審の請求」(Des demandes en révision) 622条から626条にかけて規定されていた。旧規定は、「刑事有罪判決の再審に関する1989年6月23日の法律」(Loi n°89 - 431 du 23 juin 1989 relative à la révision des condamnations pénales。以下、フランス1989年法ということもある)により、旧来の再審規定—フランス1958年刑事訴訟法—を改正してもたらされたものである⁹⁾。

刑事再審制度は、事実誤認を理由に既判力の生じた判決を改める制度である。もっとも、事実誤認がもとで有罪の者を無罪とした場合、既判力は誤って宣告された無罪判決のいかなる修正をも妨げる。したがって、フランスにおいて不利益再審は認められておらず、利益再審、すなわち、事実誤認の結果正義に反して無罪の者が有罪宣告を受けた場合に、有罪判決を

6) 例えば、「特別企画 再審請求審における証拠開示の現状と課題」季刊刑事弁護 80号(2014年) 98頁以下。

7) 例えば、水谷規男「再審法理論の展望」村井敏邦ほか編『刑事司法改革と刑事訴訟法 下巻』(日本評論社 2007年) 532～533頁。

8) 鴨志田祐美「大崎事件 裁判所の『裁量』と『再審格差』問題」季刊刑事弁護 74号(2013年) 105～106頁。

9) フランス1989年法につき、白取・前掲『フランスの刑事司法』333頁以下。

固定化する既判力にもかかわらず、裁判所にその過ちを償わせることができるのである。そして、これこそ、再審の目的であるとされる¹⁰⁾。このように、再審は正義に反する誤判を正すことにその目的があるものの、その一方で既判力に直接打撃を与えるものであるため、法は、再審に関して、かなり厳しい要件を設定していた。

(1) 再審の対象

旧622条は、「確定した刑事判決に対する再審の請求は、重罪または軽罪について有罪と認められたすべての者の利益のために認められる」と規定していた。ここから、再審の対象となる判決につき、それが「確定した」ものであることが必要とされることになる。旧規定において、再審は、後に見るように破毀院に対して行う特別な不服申立手段であり、それゆえ、誤判の可能性のある有罪判決が確定し、それを取り消しうる他のいかなる手段も存在しない場合にのみ再審の請求が許される。こうして、再審は、「最後の不服申立手段」¹¹⁾とされるのである。

また、再審の対象となるのは、重罪事件および軽罪事件の判決のみであり、しかも、それら判決が、裁判所によって被告人が有罪であると判断された場合に限定される。したがって、重罪事件および軽罪事件の無罪判決は再審の対象から除外されるし、違警罪に関しては、すべての判決が除外されるということになる。また、法律審である破毀院判決も、再審の対象には含まれない。しかし、その一方で、刑の免除の場合や大赦の場合には再審は認められるとされる。これは、いずれの場合においても、事実に対する有罪性が認められているということを経由とする¹²⁾。さらに、刑事上の有罪は認められなかったものの刑事裁判官によって損害賠償の言渡しを受けた場合にも、再審は認められるとされる。これは、この場合において、損害賠償の支払いは、その犯罪の犯人であると認められる証拠となりうるということを経由とする¹³⁾。さらに、判例においても、これらの場合に再

10) Bernard Bouloc, Procédure pénale, 24^e éd., paris, 2014, p. 1024.

11) Jean Pradel, Procédure Pénale, 17^e éd., paris, 2013, pp. 900 - 901.

12) Pradel, *ibid.*, p. 901.

13) Pradel, *ibid.*

審が認められていた¹⁴⁾。

(2) 再審事由

旧622条は、再審事由もあわせて規定する。同条は、再審を請求しうる場合として、以下の4事由を規定した。

- ① 殺人罪で有罪判決を受けた後、その殺人の被害者とされた者が生存していることを認めるに足りる十分な証拠が現れたとき
- ② 重罪または軽罪について有罪判決を受けた後、同一事実につき新たな判決により他の被告人に対し有罪の言渡しをした場合に、それら二つの判決が両立しえず、その矛盾が有罪を言い渡されたいずれかの者の無罪の証拠であるとき
- ③ 証言をした者の一人が、被告人に対する有罪の言渡しがあった後被告人に対する偽証罪で訴追され、かつ、有罪の言渡しを受けた後。なお、再審における新たな弁論において、偽証のために有罪を言い渡された者の証言を聞くことはできない
- ④ 有罪の言渡しを受けた後、その有罪判決を受けた者の有罪性 (culpabilité) につき疑いを生じさせる性質の新事実、または、訴訟の際裁判所が知りえていなかった証拠が生じまたは発見されたとき

このうち、①から③の再審事由は1808年ナポレオン刑事訴訟法典において既に規定されたものであるが¹⁵⁾、④の再審事由に関しては当初より規定

14) 形の免除の場合につき Cass., ch. crim., 23 nov. 1876, Dalloz.1877.1.284.、大赦の場合につき Cass., ch. com. rév 12 juin 2006, Bull. n° 2.、損害賠償の場合につき Cass., ch. crim., 27 avr 1989 Bull., n° 172.。

15) 1808年ナポレオン刑事訴訟法典は、同一の重罪事件につき二個の有罪判決がある場合で、それら二個の判決が矛盾して両立しえず、一方が他方の無実の証拠となる場合 (443条)、殺人に対する刑の言渡しの後、刑の言渡し以後に提出され、死亡したとされる者が生きていうことについて十分な証拠となりうる証拠が提出された場合 (444条)、刑の言渡しの後、被告人に不利な供述をした一人または複数人が、公判において偽証をしたことについて起訴がなされ、かつ有罪が言い渡された場合 (445条) の3事由を再審事由とした。規定については、中村義孝『ナポレオン刑事法典史料集成』(法律文化社 2006年) 108～109頁

されたものではなく、1895年6月8日の法律（Loi du 8 juin 1895。以下、フランス1895年法ということもある）によって追加されたものである¹⁶⁾。この④の再審事由の追加をもって、成文上フランス再審制度は近代的装備を概ね終えたとされる¹⁷⁾。

①から③の再審事由は極めて限定的なものとして理解されており、実際上ほとんど適用されたことはなく解釈上の問題も少ない。これに対して、④の再審事由が一般的な再審事由として理解されてきた。

ところで、④の再審事由に関して、「新事実」《le fait nouveau》の意味が問題とされた。判例によれば、「新事実」につき、二つの要件、すなわち、「時間的要件」《une conditions de temps》と「重要性要件」《une conditions de gravité》が要求されるとされたのである¹⁸⁾。

このうち「時間的要件」とは、誰にとって「新事実」であるのかという問題である。すなわち、その事実の存在を、有罪判決の言い渡しを受けた者が知らなかった場合に「新事実」と認定されるのか、それとも裁判所のみが知らなかった場合に「新事実」と認定されるのかをめぐって解釈論上の問題があった。この点については、「新事実」とは裁判所のみが知らなかった場合を指すという理解が実務上採られるに至った¹⁹⁾。したがって、有罪判決の言い渡しを受けた者が、当該事実の存在を知りつつ、故意または過失によって裁判時に裁判所に出さなかったために裁判所が知りえなかった場合にも、「時間的要件」を満たすとされたのである。

一方、「重要性要件」とは証明度に関するもので、新事実ないし新証拠の証明度が「無実の確実性」まで要求するものであるか、それとも「有罪性に対する疑い」を生じさせるもので足りるかという問題である。この点、フランス1895年法は、「有罪の言渡しがあった後、その言渡しを受けた者の無罪を確実に証明する性質の事実（nature à établir l'innocence du

16) この間の経緯につき、白取・前掲『フランスの刑事司法』327頁以下。

17) 安倍治夫「フランス刑事再審における《新事実》の意味」法律時報37巻6号(1965年)26頁。

18) Cass., ch. crim., 20 fév. 1896, Sirey, 1899. I. 473, note Roux.

19) Cass., ch. crim., 22 jan. 1898, Sirey, 1899. I. 473, note Roux.

condamné) が生じもしくは発見されたとき、または弁論の際に知られていなかった同性質の証拠が現れたとき」(傍点引用者)と規定していた。ここで用いられている”établir”という文言は、「確証する」という意味を表す言葉であるから、立法者意思としては「無罪の確実性」を要求していたと理解される。つまり、「重要性要件」において、新事実の証明度はかなり高いものでなければならず、これによって原有罪判決を覆すほど確実なものでなければならぬほど厳格なものとされていたのである。しかしながら、こうした厳格性は、制定当初こそ実務においても支持されていたが²⁰⁾判例の支持を引き続き得ることはできず、ドレフュス事件²¹⁾などを契機に、破毀院は、「新事実」につき、「無罪の可能性」があれば原有罪判決を取り消すことができるとする解釈を示すに至り²²⁾、以後の実務上の運用に大きな影響を与えたのである。1958年には、1808年ナポレオン刑事訴訟法典に代えて刑事訴訟法典が規定されるに至るが、フランス1958年刑事訴訟法典は、再審規定に関し、622条から626条にかけて1808年ナポレオン刑事訴訟法典の再審規定をほぼそのまま受け継いだ。したがって、「新事実」についても、引き続き条文上の厳格性は維持した。しかしながら、フランス1989年法が、「新事実」に関して大きな変化をもたらすに至る。すなわち、フランス1989年法は、上に示したように、「新事実」につき「有罪性につき疑いを生じさせる性質 (nature à faire naître un doute sur la culpabilité du condamné)」と規定したのである。すなわち、ここでは、「無実の確実性」に変えて、有罪であることの”doute”、つまり「疑い」で足りるのである。こうして、すでに実務上の運用では克服されていた「新事実」の厳格性が、立法によっても解決されたのである。

20) Cass., ch. crim., 20 fév. 1896, Sirey, 1899. I. 473, note Roux.

21) Cass., ch. réunies, 12 juill. 1906, Sirey, 1907. I. 49, note Roux.

22) なお、この時期の判例の変遷については、安倍・前掲「フランス刑事再審における〈新事実〉の意味」29～30頁が詳しい。

(3) 再審の請求権者

旧623条1項は、再審の請求権者を規定する。再審の請求権者は、以下の通りである。

- ① 司法大臣
- ② 有罪の言渡しを受けた者、または、有罪の言渡しを受けた者が無能力者の場合にはその法定代理人
- ③ 有罪の言渡しを受けた者が死亡または失踪宣告を受けた後は、その配偶者、子、両親、包括受遺者または有罪判決を受けた者から再審について明示の委任を受けた者

(4) 再審手続

旧規定において、再審手続は、「破毀院内部での委員会手続」、「破毀院刑事部での手続」、「破毀院によって指定された実体裁判所での手続」という三段階の手続で行われた。ここから、フランスにおいて、旧規定における再審は、破毀院に対して行われる手続であったということが理解される。

a) 「破毀院内部での委員会手続」

再審の請求は、上述した再審請求権者によって、破毀院内部に設置される「有罪再審委員会」(la commission de revision des condamnations) に対してなされる。有罪再審委員会とは、破毀院裁判官総会によって指名された5名の破毀院司法官 (magistrats de la Cour de cassation) から構成されるもので、そのうち一人は破毀院刑事部の構成員より選ばれ、委員長に任命される。加えて、5名の補充司法官が、同様の手続によって指名される。なお、検察官の職務は、破毀院検事局がこれを行う (旧623条2項)。また、この手続を通じて、再審請求者は、コンセイユ・デタおよび破毀院の弁護士、または、弁護士会に正規に登録されている弁護士による代理・援助を受けることができる (旧625-1条)。

再審委員会は、当該再審請求を受理すべきか否かにつき判断を行う。再審請求が明らかに受理しがたい場合、再審委員会の委員長または代理人は、理由を示した決定によってこれを棄却することができる（旧623条5項）。しかし、この場合を除いて、請求を受けた委員会は、義務的な調査の一種として、直接または裁判事務委託（*directement ou par commission rogatoire*）により、すべての調査、聞き取り、対質、有用な確認を行う。すなわち、委員会は、再審請求に対する「実際上の新たな予審」（*une véritable instruction nouvelle*）²³⁾を行うのである。委員会は、請求者もしくは弁護人、および、検察官の書面もしくは口頭での意見を聴取する（旧623条3項）。さらに、特に「新事実」に基づく再審請求に関して、以前棄却された申立てがあった場合に、そこで示された新事実、知りえていなかったとされる証拠のすべてを考慮に入れて判断を行う（旧623条4項）。再審委員会は、こうした「予審」を行い、その上で、公開の法廷において、不服申立てを許さない理由を付した決定によって、以下の通り請求に対する決定を下す。

「予審」の結果、再審委員会が請求を受理できないと判断した場合、再審請求を棄却する。この場合には、ここで手続は終了する。これに対し、「予審」の結果、再審委員会が請求を受理すべきと判断した場合、委員会は、破毀院刑事部に当該再審請求を付託する。これにより、次の手続へと移行することとなる（旧623条3項）。

ところで、請求権者により再審請求がなされた場合、どのような効果が生ずるのか。再審請求の効果について確認しておくことにしたい。再審の請求を受けた再審委員会は、いつでも請求の対象となっている有罪判決の執行の停止を命じることができる（旧624条1項）。もっとも、条文上「有罪判決の執行の停止を命じなければならない」とはされておらず、したがって、再審委員会による有罪判決の執行停止は義務的ではない。有罪判決の執行停止をめぐっては、その者の前科や態度から再犯の危険性が強く疑われる場合において困難な問題を引き起こすことがあり、そのため有

23) Pradel, *supra* note 10, p. 904.

罪判決の執行停止の場合における観護措置が必要であり、社会の安全を保護する性質の措置を講じることで社会を保護するということが叫ばれるに至った²⁴⁾。「刑事累犯の危険性の改善を目的とする2010年3月10日の法律（LOI n°2010 - 242 du 10 mars 2010 tendant à amoindrir le risque de récidive criminelle et portant diverses dispositions de procédure pénale）」はこうした声に応えるもので、有罪判決の執行を停止するに際して、フランスに新たに導入された「移動式電子監視措置」（Le placement sous surveillance électronique mobile）²⁵⁾を含め、フランス刑事訴訟法731条および731-1条に規定される仮釈放の要件の全部または一部を遵守する義務を付け加えることができるとする改正を行った（旧624条3項）。また、再審委員会は、有罪判決の執行停止の決定において、有罪判決を受けた者を監督する行刑裁判官（le juge de l'application des peines）²⁶⁾に示すことによって、有罪判決を受けた者が受ける義務および権利制限を明確にする（旧624条4項）。その義務および権利制限は1年間適用され、再審委員会は、同じ期間これを延長することができる（旧624条5項）。有罪判決を受けた者が有罪判決の執行停止中にそれらの義務および権利制限に反した場合、行刑裁判官は再審委員会の審理にゆだね、有罪判決の執行停止の終了をなすことができる。有罪判決の執行停止を終了しない場合、再審委員会は、有罪判決を受けた者が受ける義務および権利制限を修正することができる（旧624条6項）。

b) 「破毀院刑事部での手続」

上でみたように、再審委員会が請求を受理すべきと判断した場合、委員会は、再審の請求を破毀院刑事部に付託する。破毀院刑事部は、再審裁判所（la cour de révision）として、付託を受けた請求につき請求の理由があ

24) Pradel, *ibid.*

25) フランスの移動式電子監視措置に関する邦語文献として、末道康之「フランスの再犯者処遇法について」南山大学ヨーロッパ研究センター報13号（2007年）3頁以下。

26) 行刑裁判官とは、保護観察付き執行猶予を監督したり刑の軽減や仮釈放の決定など刑事施設の内外において受刑者の処遇に関する事項を取り扱う、大審裁判所の裁判官をいう（709-1条、712-1条）

るか否かにつき判断を行う。

再審裁判所は、請求事件の取り調べ、すなわち、前の手続で行われた「予審」が十分か否かにつき判断を行う。取り調べが十分でないと判断した場合には、再審裁判所は、旧623条3項に規定された直接または裁判事務委託によるすべての調査、聞き取り、対質、有用な確認を行い、さらに請求者もしくは弁護人、および、検察官の書面もしくは口頭での意見を聴取する（旧625条1項）。再審裁判所の調査などの後、または、再審裁判所がすでに請求事件の取り調べが十分であると判断した場合、再審裁判所は請求事件について請求の理由があるか否かについての審理を行う。再審裁判所は、公開の法廷で、請求者もしくは弁護人、および、検察官の書面もしくは口頭での意見を聴取し、場合によっては私訴原告人の意見を聴取した上で、不服申し立てを認めない理由を付した決定によって、以下の二つの判断を行う。まず一つが、再審裁判所が請求の理由がないと認める場合で、この場合、請求を棄却する。もう一つが、再審裁判所が請求の理由があると認める場合で、この場合、再審裁判所は言い渡された有罪判決を取り消す（旧625条2項）。

言い渡された有罪判決が取り消された場合には、さらに次のように手続が進められることになる。まず、再審裁判所は、対審による新たな審理を開くことが可能か否かを判断する。対審による新たな審理を開始することが可能である場合、再審裁判所は、被告人（les accusés ou prévenus）を、取り消された判決を下した裁判所とは別の、同種・同一審級の裁判所に移送する宣告を行う（旧625条2項）。これにより、次の手続へ移行することとなる。これに対し、対審による新たな審理を開始することができない場合—大赦、死亡、心神喪失、欠席もしくは不出頭、刑事無責任または宥恕、公訴時効もしくは刑の時効の場合—、これら不能事由があることを確認したうえで移送は行わず、再審裁判所が、取り消された判決につき自判する（旧625条3項）。また、有罪判決を破棄して移送を宣告した再審裁判所の判決の後に初めて新たな審理を行うことが不可能であることが判明した場合、検察官の請求により、再審裁判所は移送の裁判所についてなした指定

を取り消し、再審裁判所が判断を行う（旧625条4項）。これらの場合、再審裁判所は不当になされた有罪の言渡しだけを取り消し、必要な場合には死亡者の名誉を回復する。有罪判決の言渡しの取り消しにより、前科者名簿（la fiche du casier judiciaire）から削除される（旧625条6項）。

なお、ここでの手続においても、再審請求者は、コンセイユ・デタおよび破毀院の弁護士、または、弁護士会に正規に登録されている弁護士による代理・援助を受けることができる（旧625-1条）。また、付託を受ける再審裁判所も、再審委員会と同様に、刑の執行を停止することができる（旧624条2項）。

c) 「破毀院によって指定された実体裁判所での手続」

再審裁判所が対審による新たな審理を開始することが可能であると判断し、被告人を取り消された判決をなした裁判所とは別の、同種・同一審級の裁判所に移送した場合、移送を受けた裁判所は、刑事訴訟法の規定に従って審理を行う。事実を再審理する裁判所は、すべてにおいて自由に判断することができ、有罪を言い渡された者に対して無罪を宣告することも、取り消された判決を確認しなおその者に有罪を宣告することも可能である。もっとも、有罪を宣告する場合においては、不利益変更禁止の原則を拡張適用し、再審請求の対象となった元の判決よりも重い刑を宣告してはならないとされる²⁷⁾。

(5) 再審無罪の効果

再審無罪となった場合、誤って言渡された刑は、可能な限りにおいて遡及的に消滅する。もっとも、例えば、誤った判決による自由刑がすでに執行された場合、その自由を取り戻すことはできないことはいうまでもない。しかしながら、罰金などは返還される。もっとも、この遡及効は、第三者を害することはできず、それゆえ、有罪判決を受けた者の後見人によりなされた法律行為は有効なままであるし、有罪判決の言渡しの結果生じた離

27) Bouloc, *supra*note 9, p.1031.

婚は維持されることになる²⁸⁾。

さらに、再審無罪となった場合、被った損害の賠償を受ける権利が誤って有罪とされた者に対して与えられる。この賠償には二種類のものがあり、まず一つが、誤った有罪判決によって生じた肉体的・精神的損害に対する財産的賠償である。もっとも、当該誤判が、誤って有罪判決を受けた者に起因する場合—すなわち、訴追された事実の犯人を逃がすことを目的として、自由かつ故意に起訴を受け、または不正に起訴を受けたままにしているという事実のためにその者が有罪を言い渡された場合—には、賠償は支払われない(旧626条1項)。なお、この財産的賠償は、誤って有罪判決を受けた者のみならず、有罪の言渡しによる損害を証明しうるすべての者に対して認められる(旧626条2項)。もう一つが精神的賠償で、請求がある場合、再審無罪判決は、国庫による負担により、有罪の言渡しのあった都市、重罪ないし軽罪が行われた市町村、再審請求者の住居がある市町村、並びに、誤判の被害者が死亡した場合にはその出生地および最後に居住していた市町村において、これを掲示する。また、同じ要件のもとで、この判決を官報に掲載し、かつ、判決を言い渡した裁判所の選択する5つの新聞にその要約を公告することを命じるとされる(旧626条6項、7項)

II. 欧州人権裁判所の判決を理由とする再審査手続

2000年の「無罪推定の保護と被害者の権利強化に関する法律」(Loi n°2000 - 516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes。以下、フランス2000年法ということもある)は、新たな制度を規定した。旧626-1条より旧626-7条にかけて規定された、「欧州人権裁判所の判決を理由とする刑事有罪判決の再審査手続」(Du réexamen d'une décision pénale consécutif au prononcé d'un arrêt de la Cour européenne des droits de l'homme)がそれである。この制度は、フランス刑事訴訟法「第3部 非常救済方法」、第3編に収められた²⁹⁾。

28) Bouloc, *supra* note 9, p. 1032, Pradel, *supra* note 10, p. 905.

フランス国内において欧州人権条約およびその追加議定書に違反して手続がなされた場合、条約違反を問題として上訴—破毀院への申立て—を行うことができるが、申立てが認められなかった場合、フランス国内の手続における上訴の手段は尽きることとなる。もっとも、この場合、欧州人権裁判所へ条約違反の申立てを行うことが可能である。申立てを受けた裁判所が国内手続の条約違反を認定した場合、裁判所は、当該国に対して、欧州人権条約41条が定める「公平な満足」(satisfaction équitable)、すなわち、金銭的な賠償を被害当事者に支払うよう命じることになる。もっとも、例えば欧州人権条約に違反した手続の結果言い渡された刑が終身刑である場合のように³⁰⁾、場合によっては金銭的賠償による「公平な満足」では当該条約違反の結果が回復されないという場合もあり、そうした場合には手続をやり直すことこそ、「公平」といえる。そこで規定されたのが、旧626—1条以下の「欧州人権裁判所の判決を理由とする刑事有罪判決の再審査手続」である。

ところで、この制度も、また、国内上訴の手段がなくなった後に手続をやり直す救済手段であるから、既判力の生じた判決を例外的に改める制度といえる。その意味で「再審」と呼べなくもないが、この制度は、正確に言えば、欧州人権条約に違反したとする欧州人権裁判所の判決を理由として手続をやり直すものであり、新事実の発見など事実誤認を理由にするものではなく法的理由に基づくものであることから、「再審」《révision》ではなく「再審査」《réexamen》という言葉が用いられた³¹⁾。

(1) 再審査の要件

旧626—1条は、次のように再審査を規定する。

29) 欧州人権裁判所の判決を理由とする刑事有罪判決の再審査手続を紹介した邦語文献として、濱本正太郎「ヨーロッパ人権裁判所の判決を理由とする再審査手続—フランス刑事訴訟法典 626—1条～626—7条—」神戸法学年報21号(2005年)1頁以下。

30) 再審査手続が成立するきっかけとなった Hakkar 事件が、まさにこの場合に当たる。Hakkar 事件に関して、濱本・前掲「ヨーロッパ人権裁判所の判決を理由とする再審査手続」3頁以下。

31) Pradel, *supra* note 10, p. 907.

「確定した有罪判決を受けたいかなる者も、当該有罪判決が人権および基本的自由の保護に関する条約あるいはその追加議定書の規定に反して下されたことが欧州人権裁判所の判決により明らかにされる場合において、当該条約違反から受ける損害結果が、当該条約違反の性質および重大性のゆえに、同条約第41条に基づいて与えられる「正当な満足」によって回復されることのないときは、自己の利益のために確定刑事判決の再審査を請求することができる。」

ここから、再審査の要件として、以下の3つの事柄が導かれる。

- ① 刑事有罪判決がフランスの裁判所によって下され、その判決に対して国内の不服申し立てをもはやなしうることができなくなったこと
- ② 欧州人権裁判所が、当該有罪判決に至る手続において、欧州人権条約またはその追加議定書の規定に違反して下されたと認めたこと
- ③ 当該有罪判決の言渡しを受けた者に損害が生じ、その損害が、その違反の性質および重大性のゆえに、欧州人権条約41条に規定する「公正な満足」によって回復されないこと

見られるように、再審査の対象は、国内不服申立手段の尽きた確定判決に限られており、しかも、それが有罪であると判断された場合に限定される。したがって、再審査に関しても被告人に不利益な再審査を認めておらず、いわば「利益再審査」に限って認められる。

(2) 再審査の請求権者

旧626-2条は、再審査の請求権者を規定する。再審査の請求権者は、以下の通りである。

- ① 司法大臣
- ② 破毀院検事長

- ③ 確定判決を受けた者、またはその者が無能力者であるときはその法定代理人
- ④ 確定判決を受けた者が死亡しているときは、その権利継承人

(3) 再審査手続

再審査の請求は、上述した再審査請求権者によって、破毀院内部に設置される委員会に対してなされる。この再審査委員会は、破毀院裁判官総会によって指名された7名の破毀院司法官 (magistrats de la Cour de cassation) から構成されるもので、刑事部を除く破毀院の各部³²⁾より1名の司法官が指名され、刑事部からは2名の司法官が指名され、そのうちの1名が委員長を務める。加えて、7名の補充司法官が、同様の手続によって指名される。なお、検察官の職務は、破毀院検事局がこれを行う (旧626-3条1項)。また、再審査手続を通じて、再審査請求者は、コンセイユ・デタおよび破毀院の弁護士、または、弁護士会に正規に登録されている弁護士による援助を受けることができる (旧626-6条)。

再審査委員会は、再審査の請求が要件を満たしているか否かにつき判断する。再審査委員会は、公開の法廷において、再審査請求者あるいはその弁護人および検察官の口頭もしくは書面による意見を聴取する。その後、再審査委員会は不服申し立てを許さない決定を下す。なお、再審査委員会の請求は、欧州人権裁判所の判決より1年以内になされなければならない (旧626-3条2項)。

再審査委員会の決定には、次の二種類がある。まず、再審査委員会が請求の要件を満たしていないと判断する場合、再審査の請求を正当でないとして、これを棄却する。これに対し、再審査委員会が請求の要件を満たすと判断する場合、再審査の請求を正当であるとして、次のように手続を進める。まず一つが、欧州人権条約の規定に従った有罪判決を受けた者の破毀申立ての再審査が欧州人権裁判所が認定した条約違反を治癒しうる場合

32) 破毀院は、第一民事部、第二民事部、第三民事部、商事部、社会部、および刑事部の6部から構成されている。破毀院については、例えば中村義孝「フランスの裁判制度 (2・完)」立命館法学 336号 (2011年) 63頁以下を参照。

で、この場合、再審査委員会は破毀院に事案を移送し、大法廷で判断を行う。これに対し、それ以外の場合には、旧625条3項、4項に規定する移送不可の場合を除いて、再審査委員会は対象となった判決を下した同種・同一審級の裁判所に移送し、そこで判断を行う（旧626-4条）。

(4) 再審査請求の効果

再審査請求がなされた場合、再審査委員会または破毀院は、有罪判決の執行停止を命じることができる（旧626-5条1項）。そして、この場合において、再審における有罪判決の執行停止と同様、上でみた旧624条3項から6項の規定の準用がなされることが、「刑事累犯の危険性の改善を目的とする2010年3月10日の法律」によって規定された（旧626-5条3項）。もっとも、再審査委員会または破毀院による有罪判決の執行停止は義務的ではない。したがって、再審査請求が正当であるとして旧626-4条に従って手続が進められる場合において、再審査委員会または破毀院が有罪判決の執行停止を命じない場合には、すでに自由刑の執行を受けている者は、移送された破毀院大法廷ないし事実審の決定まで、宣告された刑の期間を超えない範囲で拘束され続ける。なお、移送された破毀院大法廷ないし事実審の決定は、再審査委員会の決定から1年以内になされなければならないが、1年以内に決定がなされない場合、他の犯罪を根拠に拘束されている場合を除き、釈放される。もっとも、拘束されている間、有罪判決の言渡しを受けた者は勾留されているものとみなされ、釈放請求をすることができる（旧626-5条2項）。

(5) 再審査無罪の効果

再審査手続において有罪判決を受けた者が無罪となった場合、再審における旧626条の規定を適用し、有罪判決の言渡しを受けた者は、被った損害の財産的賠償、精神的賠償を受けることができる（旧626-7条）。この賠償は、欧州人権条約41条に定める「公平な満足」に加えて行われ、さらに、有罪判決は前科者名簿から抹消される³³⁾。

33) Pradel, *supra* note 10, p. 909.

Ⅲ. フランス2014年法と刑事再審制度の改正

「刑事確定有罪判決の再審および再審査の手續の改正に関する2014年6月20日の法律」は、2014年10月1日に施行された。経過措置として、施行以前になされた法律行為、手續、決定は有効なままであるが、再審委員会または再審裁判所としての破毀院刑事部に付託されたものの施行日までに未だ判断の下されていない再審請求は、それぞれ再審委員会に付託されたものについては「再審および再審査の請求に対する予審委員会」に移され、再審裁判所に付託されたものについては「再審・再審査裁判所裁判体」に移されるとされ、再審査委員会に付託されたものの施行日までに未だ判断の下されていない再審査請求は、「再審および再審査の請求に対する予審委員会」に移されるとされた（フランス2014年法9条）。なお、「再審および再審査の請求に対する予審委員会」、「再審・再審査裁判所裁判体」については、後にあらためて触れることにする。

フランス2014年法は、これまで見てきたようなフランス刑事再審制度に関する規定—再審査制度を含む—の全面的な改正をもたらした。

形式面として、従来は、「第3部 非常救済方法」「第2編 再審の請求」として旧622条から旧626条にかけて再審手續を規定し、「第3編 欧州人権裁判所の判決を理由とする刑事有罪判決の再審査手續」として旧626-1条から旧626-7条にかけて再審査手續を規定しており、手續上両者を区別して規定していたが、これを改編し、再審手續と再審査手續をひとまとめにして規定した。すなわち、フランス2014年法による改正において、再審および再審査の規定は、フランス刑事訴訟法「第3部 非常救済方法」

（Des voies de recours extraordinaires）、「第2編 再審および再審査の請求」（Des demandes en révision et en réexamen）に収められたのである。また、従来は章（Chapitre）の区別がなかったが、フランス2014年法による改正では章の区別がなされるに至った。すなわち、「第2編 再審および再審査の請求」のもと、「第1章 再審および再審査の請求」（Des demandes en révision et en réexamen、622条～622-2条）、「第2章 再審・再審査裁判所」（De la cour de révision et de réexamen、623条～623

ー1条)、 「第3章 再審・再審査裁判所における手続」 (De la procédure suivie devant la cour de révision et de réexamen、624条～624-6条)、 「第4章 再審・再審査裁判所の決定」 (De la décision de la cour de révision et de réexamen、624-7条)、 「第5章 有罪判決の執行停止の請求」 (Des demandes de suspension de l'exécution de la condamnation、625条)、 「第6章 事前行為の請求」 (Des demandes d'actes préalables、626条)、 「第7章 有罪判決に対する補償」 (De la réparation à raison d'une condamnation、626-1条) とされたのである。こうして、全体として従来は再審・再審査あわせて2編13条から構成されていたものが、1編7章16条から構成されるに至った³⁴⁾。

(1) 改正の経緯

フランス2014年法は、刑事有罪判決の再審に関する調査議員団 (une mission parlementaire d'information sur la révision des condamnations penales) により2014年1月14日に上程された法案から生まれた。この法案は、弁護士の経験のある与党のアラン＝トゥレット (Alain Tourret) と司法官の経験のある野党のジョルジュ＝フェネシュ (Georges Fenech) の手による報告書³⁵⁾によるものである。

報告書によれば、再審および再審査の運用状況が問題とされた。すなわち、再審に関しては、フランス刑事再審制度にとって重要な改正がなされたフランス1989年法以来2013年10月までの間に3358件の請求が再審委員会に提出され、これに対し3171件につき再審委員会が決定を下した。このうち、2122件が明らかに受理できない場合に該当するとされ、959件が「予審」の結果受理できないと判断され棄却、わずか84件の請求が再審裁判所

34) なお、改正された規定のそれぞれの条文の邦語訳 (試訳) については、本稿末尾に掲載した「資料：フランス刑事訴訟法再審規定・試訳 (2014年改正)」を参照されたい。

35) Rapport d'information déposé par la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration général de la république en conclusion des travaux d' mission d'information sur la révision des condamnations pénales, n° 1598, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 4 décembre 2013.

に付託された。再審裁判所に付託された84件の請求のうち、請求の理由がないとして棄却されたものが33件、51件が請求の理由があるとして有罪判決が取り消されている。したがって、再審の請求が認められたものは、全請求のうちわずか1.5%にとどまることになる³⁶⁾³⁷⁾。一方、再審査に関しては、これを規定したフランス2000年法以来2013年までの間に55件の請求が委員会に対してなされ、このうち31件の請求が正当であるとして、移送がなされている³⁸⁾。このように、報告書において、従来のフランス刑事再審の運用が極めて閉ざされたものであり、フランスにおける刑事再審が機能していないことが指摘されたのである。

ところで、報告書によれば、こうした運用状況をもたらした原因として、以下に見るような従来の刑事再審制度の構造の不備にあることが指摘された。そこで、従来のフランス刑事再審制度の不備の是正を含む刑事再審制度の見直しを行うことによって刑事再審の機能を改善するべく、フランス2014年法が制定されたのである。

(2) 再審の要件

622条は、再審の要件を定める。622条によれば、「確定した刑事判決に対する再審は、……重罪または軽罪について有罪と認められたすべての者の利益のために請求することができる」とされる。ここから、再審の対象となるのは「重罪または軽罪に対する刑事判決」であり、かつ、それが「有罪と」判断され、その上、「確定した」ものである必要がある。したがって、無罪判決に対する再審は除外されるし、法律審であり定義上いかなる有罪判決も出さない破毀院の判決についても、その対象から除かれることになる³⁹⁾。このように、フランス2014年法による改正においても無罪

36) Ibid.,p.15. なお、1989年より2013年10月までの経年変化については、Ibid.,p.110.

37) なお、再審の請求が認められた51件のうち、重罪が8件、軽罪が43件である (Ibid., p.65.)。

38) Ibid.,p.15. なお、2000年より2013年までの経年変化については、Ibid.,p.111.

39) François Fornié,《Réviser la révision》— À propos de la nouvelle procédure de révision et de réexamen des condamnations pénales, Le Semaine Juridique Edition Générale n° 27, 7 Juillet 2014, 777, p.1327

判決に対する不利益再審は認められておらず、従前通り利益再審が維持されたのである。

また、再審事由についても、622条が定める。従来は、再審を請求しうる場合として、すでにみた4つの事由を規定したが（旧622条）、フランス2014年法による改正ではナポレオン刑事訴訟法典以来維持されてきたこれら4つの再審事由が削除され、代わりにただ一つの再審事由が規定されるに至った。すなわち、「有罪の言渡しを受けた後、当該有罪判決を受けた者の無罪を証明する性質もしくは当該有罪判決を受けた者の有罪性（culpabilité）につき疑いを生じさせる性質の新事実が生じ、または、当該有罪判決を受けた者の無罪を証明する性質もしくは当該有罪判決を受けた者の有罪性につき疑いを生じさせる性質の訴訟の際裁判所が知りえていなかった証拠が発見された場合」とのみ記したのである。これは、従来⁴⁰⁾の4事由のうち、①殺人被害者の生存確認、②矛盾する二個の有罪判決、③関連証人の偽証罪確定は極めてまれなものであり、しかも、実際上これら事由は④新事実の発見に含まれるということを理由とするものである⁴⁰⁾。見られるように、622条が定める再審事由は、従前の新事実の発見に加えて、「当該有罪判決を受けた者の無罪を証明する性質の新事実・証拠」が規定された。この無罪証明事実が、従前の①殺人被害者の生存確認、②矛盾する二個の有罪判決、③関連証人の偽証罪確定の場合を表したものである。例えば、殺人被害者の生存確認などは、確かに有罪判決を受けた者の有罪性に疑いを生じさせる性質の新事実ともいえるが、それ以上にまさに有罪判決を受けた者の無罪を証明する事実といえよう。もっとも、従来の限定列挙ではなく、ここではより一般的な表現が用いられている。なお、この無罪証明事実については、「当該有罪判決を受けた者の無罪を証明する性質」《de nature à établir l'innocence du condamné》として、新事実に関する「有罪判決を受けた者の有罪性につき疑いを生じさせる性質」《faire naître un doute sur sa culpabilité》と明確に区別して“établir”という文言が使われていることから、その事実の性質として無罪の疑いのあるものでは

40) Fornié, Ibid.

足りず、無罪の確実性まで要求されていると理解できる。

ところで、立法過程において、新事実に関する「疑い」につき、その程度が問題とされた。すなわち、報告書において、新事実・証拠が、有罪判決を受けた者の有罪性につき、《moindre doute》、すなわち、「最小限の疑い」を生じさせる性質であれば、再審を請求しうることが提案されたのである⁴¹⁾。これは、訴えの開始をより広く認め、再審の数を増やそうとする立法者の意思によるものとされる⁴²⁾。この文言は、国民議会の第一読会においても維持されたが、元老院段階において削除されるに至った。これは、破毀院司法官の法解釈を緩和する目的で再審に必要な程度を明確にする必要があるという点で説得的ではあるが、疑いは疑いであり数量化できるものではなく、法的に不十分であるということを経由とする⁴³⁾。こうして新事実に関する「疑い」に関しては、従来の文言を引き継ぐこととなったのである。

(3) 再審査の要件

622-1条は、次のように、再審査の要件を定める。

「確定した刑事判決に対する再審査 (réexamen) は、当該有罪判決が、人権および基本的自由の保護に関する欧州条約あるいはその追加議定書に反して下されたことが欧州人権裁判所の判決により明らかにされ、さらに、当該条約違反から受ける損害結果が、当該条約違反の性質および重大性のゆえに、同条約第41条に基づいて与えられる「正当な満足」によって回復されることのない場合において、有罪と認められたすべての者の利益のために請求することができる。再審査の請求は、欧州人権裁判所の判決から1

41) Rapport d'information déposé par la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration général de la république en conclusion des travaux d' mission d'information sur la révision des condamnations pénales, supra note 33, pp. 79 et suiv..

42) Fornié, loc. cit.

43) Cédric Ribeyre, 《La réforme des procédures de révision et de réexamen ou comment mieux corriger l'erreur judiciaire》, Droit pénal n° 27, Octobre 2014, p.5.

年以内になされなければならない。破毀申立てに対する再審査も、同様の要件において請求することができる。」

見られるように、再審査の要件に関しては、旧626-1条が定める従来の再審査の要件と変わりはない。したがって、「利益再審査」が維持された。

なお、従来は別に定められていた再審査請求の期間（旧626-3条2項）が本条に移され、また、破毀申立に対する再審査に関する一文も、挿入された。

(4) 再審・再審査の請求権者

622-2条は、再審および再審査の請求権者を規定する。再審および再審査の請求権者は、以下の通りである。

- ① 司法大臣
- ② 破毀院検事長
- ③ 有罪の言渡しを受けた者、または、その者が無能力者である場合は、その法定代理人
- ④ 有罪の言渡しを受けた者が死亡または失踪宣告を受けた後は、その配偶者、民事連帯契約によるパートナー、内縁関係にある者、子、両親、孫、曾孫、または、包括受遺者

これらは再審・再審査に共通する請求権者であるが、見られるように、とりわけ再審に関して、従来は再審査にしか認められていなかった破毀院検事長にも請求権を認めており、さらに、有罪言渡しを受けた者の死亡・失踪宣告の場合には、民事連帯契約によるパートナー、内縁関係にある者、孫、曾孫にも請求を認めている。これは、1999年のいわゆるPACS法制定による法改正およびカップルの社会的変化による事情もあるとされるが⁴⁴⁾、再審請求権者となりうる者を増やすことによって、再審の数を増やすこともその理由として挙げられている⁴⁵⁾。

44) Fornié, supra note 37, p.1328.

45) Ribeyre, supra note 41, p.6.

また、再審に関してのみ、上記①～④に加えて控訴院検事長も請求権者となりうるとされた。

(5) 再審・再審査手続

フランス2014年法は、再審および再審査の手続に関しても、大きな改正を行った。すでにみたように、従来は、再審に関しては再審委員会その後再審裁判所が関与し、再審査に関しては再審査委員会が関与するというように、両者の手続を区別していた。しかしながら、フランス2014年法は「再審・再審査裁判所」(la cour de révision et de réexamen)を新たに設け、再審と再審査につき、その手続を統一したのである。今後は、再審・再審査裁判所が、再審および再審査の責務を負う唯一の裁判権を有する機関となった。

再審・再審査裁判所は、破毀院刑事部部長判事を含む破毀院司法官(magistrats de la Cour de cassation)18名で構成され、刑事部部長判事が、その長を務める。長以外の17名の司法官は、破毀院裁判官総会により指名される。18名の司法官は、破毀院の各部から3名ずつ選出される(623条1項、2項)。とりわけ再審に関して、従来の手続では、制度上破毀院刑事部が再審裁判所として再審請求に対してその理由の有無につき判断を行っていたが、これに対しては破毀院刑事部の司法官による過度な独占であるとして、制度上の不備に対する批判がかねてよりなされてきた⁴⁶⁾。破毀院の複数の部の司法官から再審・再審査裁判所を構成するのは、こうした批判に対するものである。再審・再審査裁判所を構成する破毀院司法官は、3年の任期を負い、一度更新することが可能である(623条1項)。17名の補充司法官が同様の方法で指名され、席次の最も高い刑事部裁判官(la conseiller de la chambre criminelle)が、刑事部部長判事の補充として指名される(623-3条)。

46) Rapport N° 467 (2013 - 2014) au nom de la commission des lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du règlement et d'administration générale, sur la proposition de loi, adoptée par l'Assemblée nationale relative à la réforme des procédures de révision et de réexamen d'une condamnation pénale définitive, Sénat, p.30.

a) 「予審委員会での手続」

再審および再審査の請求は、上述した再審請求権者によって、再審・再審査裁判所、とりわけ、その内部の「再審および再審査の請求に対する予審委員会」（la commission d'instruction des demandes en révision et en réexamen）に対してなされる（623条1項、624条1項）。予審委員会は、再審・再審査裁判所司法官の中から指名された5名の司法官により構成されるもので、再審・再審査裁判所内部に置かれる。同時に、5名の補充司法官も指名される。5名の司法官および補充司法官の任期は3年で、一度更新することが可能である。予審委員会は、その内部で長を指名する（623-1条1項）。

ところで、フランス2014年法は、再審および再審査に関わる司法官の欠格事由を新たに規定した。予審委員会を構成する司法官にも、欠格事由が設けられている。すなわち、「予審」の公平性を制度上担保するために、再審・再審査裁判所にゆだねられた事件について、当該事件に関わる他の裁判の中で訴追ないし予審を行った司法官、および、請求者の有罪性に関する事項に対する決定に関与した司法官は、予審委員会に在籍することはできないし、検察官の役割を果たすこともできないとされたのである（623-1条4項）。

予審委員会の責務に関して、法は、「請求が受理されるべきかにつき宣告する」と明記した（624条1項）。したがって、予審委員会は、再審および再審査の請求を受理すべきか否かにつき判断を行うということになる。請求が明らかに受理しがたい場合、予審委員会の長または代理人は、不服申し立てを認めない理由を付した決定（ordonnance）により、これを棄却することができる（624条2項）。しかし、そうでない場合には、予審委員会は、その請求に対する「予審」を行う責務を負う。具体的には、請求を受けた予審委員会は、直接または裁判事務委託（directement ou par commission rogatoire）により、請求に対する予審に有用なすべての行為を行う目的で、犯罪を行った、または、犯罪の遂行を企てたとの嫌疑がかけられたことにつき妥当な理由のあるすべての者に対する尋問以外の調査

の補充の執行を命じることができる（624条3項）。さらに、予審委員会は、請求者またはその弁護人の書面または口頭での意見を聴取し、検察官の意見を聴取し、ならびに再審および再審査の対象となっている裁判における付帯私訴原告人が審理に参加する場合は、同人およびその弁護人からも意見を聴取する（624条4項）。なお、予審委員会における検察官の職務は、破毀院検事局が遂行する（623-1条3項）。こうした「予審」手続を踏まえて、再審および再審査の請求を受理すべきか否かにつき判断を行うのである。

「予審」の結果、予審委員会が請求を受理できないと判断した場合、再審請求を棄却する。この場合には、ここで手続は終了する。これに対し、「予審」の結果、予審委員会が請求を受理すべきと判断した場合、予審委員会は、再審・再審査裁判所の裁判体に請求を付託する（624条3項）。予審委員会のこの判断は、不服申し立てを認めない理由を付した決定により、公開の法廷においてなされる（624条5項）。

ところで、このように眺めると、予審委員会の責務は、従前の再審委員会、あるいは、再審査委員会の責務と変わりがないように見えよう。従前の再審委員会、再審査委員会も、いわば請求に対する「予審」を行い、再審、再審査請求を受理すべきか否かにつき判断するものであったからである。しかし、予審委員会と従前の再審委員会、再審査委員会の責務は、大きく異なる。

すでに示したように、予審委員会の責務として、「請求が受理されるべきかにつき宣告する」と条文上明記された。このように予審委員会の責務を明記したのも、従来の再審制度の不備を是正するためである。従来は、とりわけ再審に関して、再審委員会と再審裁判所の所掌が必ずしも明確に区別されてはいなかった。そのため、再審委員会は、請求が「受け入れられる」と判断する場合に再審裁判所に請求を付託するのではなく、請求が「認められる」と判断する場合に再審裁判所に請求を付託するという運用がなされることがあり、再審委員会が有罪判決を受けた者の有罪性などの判断を行うこともあった⁴⁷⁾。また、そのために同じ要素に対して再審委員

会と再審裁判所の判断が矛盾し、混乱を生じさせることもあった。こうしたところから、二つの組織を、まず客観的に審査し請求の「予審」の役割を果たすものと、次に受理すべきと宣告された請求が付託されるものとの厳密に区別する必要があるとされた。このため、元老院段階において、請求が明らかに受理しがたい場合を除き、予審委員会の責務として、「請求が受理されるべきかにつき宣告する」という文言が挿入されたのである⁴⁸⁾。したがって、予審委員会は請求が受け入れられるか否かを調べることのみがその責務であり、有罪判決を受けた者の有罪性などについて判断する必要はない。そして、予審委員会が請求が「受け入れられる」と判断した場合、予審委員会は裁判体に請求を付託する以外の他の選択権がないとされる⁴⁹⁾。また、このように予審委員会の責務を制限したのは、予審委員会から再審・再審査裁判所への付託数を増やす目的もあるとされる⁵⁰⁾。

なお、予審委員会が特に再審査の請求の審査をゆだねられた場合には、予審委員会の長が決定 (ordonnance) によって再審査請求に対する判断を下す。この場合、請求が受理されるべきであり、かつ、有罪判決を言渡された者に対してなされた条約違反を明らかにする欧州人権裁判所の判決の存在を確認するのであれば、欧州人権裁判所の判決から1年の期間で請求を再審・再審査裁判所の裁判体に付託する (624-1条)。それゆえ、再審に比べて再審査の方が、付託までの道筋がより単純であると評価されている⁵¹⁾。

また、予審委員会が特に再審の請求の審査をゆだねられた場合には、予

47) Fornié, supra note 37, p.1329.

48) Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration général de la république sur la proposition de loi (n° 1909), modifiée par le sénat, relative à la réforme des procédures de révision et de réexamen d'une condamnation pénale définitive, n° 1957, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 21 mai 2014, p.8.

49) Fornié, loc. cit.

50) Circulaire du 24 septembre 2014 de presentation des dispositions de procedure penale de la loi n° 2014-640 du 20 juin 2014 relative a la reforme des procedures de revision et de reexamen d'une condamnation penale definitive NOR: JUSD1422669C, p.1.

51) Fornié, loc. cit.

審委員会は、以前の請求の際にすでに提示された新事実、知りえていなかったとされる証拠をすべて考慮に入れて判断を行い、新事実が生じまたは裁判の際に知りえていなかった証拠が発見されたと評価される場合には、再審・再審査裁判所裁判体に、請求を付託する（624-2条第1項）。なお、新しい証拠により第三者が事実に関与しているという可能性があるということが明らかになった場合、予審委員会は、遅滞なくその管轄に属する大審裁判所検事正に通知する。大審裁判所検事正は、必要な調査を行い予審を開始することができる。もっとも、すでにその事件につき知っている司法官に付託することはできないし、大審裁判所検事正または予審判事は、請求者の有罪判決に関わる捜査に関与した司法警察機関または司法警察職員に調査を付託することができない（624-2条第2項）。

フランス2014年法は、また、再審請求者の権利を拡充した。まず、請求者に対する法的援助として、予審委員会における手続に際して、請求者は、私選弁護人、または、請求により国選弁護人により、手続の中で代理され、審理において援助を受けることができるとされた。さらに、再審、再審査の請求が明らかに受理されないと宣言されない場合、および、請求者に弁護人がいない場合には、予審委員会の長は、職権で弁護人を指名するとされた（624-4条）。また、「予審」に関する権利として、請求者は、自らの請求に対する「予審」において、予審委員会に対し、「予審」に必要であると思われるすべての行為の執行を目的として、書面によりかつ理由を示した請求を付託することができるとされた。予審委員会は、この請求を受理してから3カ月以内に、不服申立を認めない理由を示した決定によって、その請求に対し判断を下す（624-5条）。なお、再審請求以前にも、再審・再審査裁判所に対して再審請求を行うことを検討している重罪または軽罪で有罪判決を受けた者、または、その者が無能力者である場合その法定代理人、その者が死亡もしくは失踪宣告を受けている場合にはその配偶者、民事連帯契約によるパートナー、内縁関係にある者、子、両親、孫、曾孫、または、包括受遺者は、大審裁判所検事正に対し、新事実が生じまたは裁判の際に知りえていなかった証拠が発見されるのに必要であると思

われるすべての行為の執行を目的として理由を示した書面により請求を付託しうるとして、事前行為 (actes préalables) の請求が認められた。検察官は、請求を受けてから2カ月の期間で理由を付した決定によりその請求に対して決定を下し、事前行為が棄却された場合には、事前行為の請求者は、1カ月の期間で検事長に不服申し立てをなしうる (626条)。さらに、請求者は一件記録の書類および文書の全部または一部の写しを交付してもらうことができることとされた (624-6条)。

フランス2014年法は、従前には規定のなかった被害者の立場に関する規定をも設け、その立場を拡充した。すなわち、被害者についても、私選弁護人、または、請求により国選弁護人によって、手続の中で代理され、審理において援助を受けることができると規定したのである (624-4条)。

b) 「裁判体での手続」

上でみたように、予審委員会が請求を受理すべきと判断した場合、予審委員会は、再審の請求を、再審・再審査裁判所の裁判体 (la formation de jugement de la cour de révision et de réexamen) に付託する。再審・再審査裁判所裁判体は、予審委員会を構成する司法官以外の13名の再審・再審査裁判所司法官によって構成される (623-1条2項)。裁判体に属する司法官にも欠格事由があり、予審委員会に在籍する司法官およびその補充司法官は、裁判体に在籍できない (623-1条1項)。また、再審・再審査裁判所にゆだねられた事件について、当該事件に関わる他の裁判の中で訴追ないし予審を行った司法官および請求者の有罪性に関する事項に対する決定に関与した司法官も裁判体に在籍することはできないし、検察官の役割を果たすこともできない (623-1条4項)。なお、裁判体における検察官の役割は、破毀院検事局が遂行する (623-1条3項)。

裁判体は、付託を受けた再審、再審査請求につき、請求の理由があるか否かの判断を行う。裁判体は、まず、請求事件の取り調べ、すなわち、予審委員会の行った「予審」が十分か否かにつき判断を行う。取り調べが十分でない判断する場合、裁判体は、624条3項に規定された手続により、

調査の補充の執行を命じることができる(624-3条1項)。裁判体による調査の補充の後、または、裁判体がすでに請求事件の取り調べが十分であると判断した場合、裁判体は付託された請求事件について請求の理由があるか否かについての審理を行う。審理において、再審・再審査裁判所の長は、請求を調べるのに有用なすべての人に対する裁判体による尋問を要求することができる(624-3条3項)。裁判体は、公開の法廷で、請求者もしくは弁護人、および、検察官の書面もしくは口頭での意見を聴取し、場合によっては私訴原告人の意見を聴取した上で、不服申し立てを認めない理由を付した決定によって、以下の二つの判断を行う(624-3条2項)。まず一つが、裁判体が請求の理由がないと認める場合で、この場合、請求を棄却する。もう一つが、裁判体が請求の理由があると認める場合で、この場合、有罪判決を受けた者の破毀申立の再審査の請求に応じる場合を除いて、言い渡された有罪判決を取り消す(624-7条1項)。

裁判体が請求の理由があると認めた場合には、さらに次のように手続が進められることになる。まず、裁判体は、対審による新たな審理が可能か否かを判断する。対審による新たな審理を開くことが可能である場合、裁判体は、取り消された判決を下した裁判所とは別の、同種・同一審級へ請求人を移送し、そこで刑事訴訟法の規定に従って審理を行う。ただし、この場合において、特に再審査の請求につき、有罪判決を受けた者の破毀申立の再審査が欧州人権条約の規定に従って行われ、それにより欧州人権裁判所が認定した違反を治癒しうる場合には、裁判体は、請求人を、破毀院大法廷に移送し、破毀院大法廷において審理を行う(624-7条2項)。これに対し、対審による新たな審理を開始することができない場合—大赦、死亡、欠席もしくは不出頭、刑事無責任、公訴時効もしくは刑の時効の場合—、これら不能事由があることを確認した上で移送は行わず、裁判体が、取り消された判決につき自判する(624-7条3項)。また、有罪判決を破棄して移送を宣告した再審・再審査裁判所の判決の後に初めて新たな審理を行うことが不可能であることが判明した場合、検察官の請求により、再審・再審査裁判所は移送の裁判所についてなした指定を取り消し、裁判

体が判断を行う（624-7条4項）。これらの場合、裁判体は不当になされた有罪の言渡しだけを取り消し、必要な場合には死亡者の名誉を回復する。有罪判決の言渡しの取り消しにより、前科者名簿（la fiche du casier judiciaire）から削除される。さらに、再審・再審査裁判所は、司法警察ファイル（les fichiers de police judiciaire）、デジタル化された指紋に関する自動処理されたファイル（le fichier automatisé des empreintes digitales）、遺伝学的痕跡情報の自動処理された国家ファイル（le fichier national automatisé des empreintes génétiques）、暴力・性犯罪の犯人に関する自動処理された国家司法ファイル（le fichier judiciaire national automatisé des auteurs d'infractions sexuelles ou violentes）に載っている事柄についても、それらファイルの目的性に照らして情報の保存がもはや必要ないということが明らかな場合において、削除を命じることができる。

裁判体における手続における法的援助については、予審委員会と同様、請求者、被害者ともに、私選弁護士、または、請求により国選弁護士により、手続の中で代理され、審理において援助を受けることができる（624-4条）。

（6）有罪判決の執行停止

再審、再審査の手続が開始されることになれば、法的真実を潜在的に揺るがすことになる。そこで、フランス2014年法は、予審委員会および裁判体に、有罪判決の執行停止の請求を破毀院刑事部に付託しうる権利を与えた。従前の制度でも、再審、再審査請求がなされた場合において有罪判決の執行停止を命じることができるとされていた。しかし、従前の制度では、再審に関しては再審請求を受けた再審委員会および請求の理由があるとして付託された再審裁判所に、再審査に関しては再審査の請求を受けた再審査委員会に有罪判決の執行停止に関する権限が与えられていたのであって、再審、再審査の請求に対する判断者と有罪判決の執行停止に対する判断者が同一であった。フランス2014年法は、有罪判決の執行停止に対する判断者を破毀院刑事部とし、しかも、この場合の欠格事由として、再審・再

審査裁判所に在籍する刑事部の司法官は、有罪判決の執行停止に関する審理にも決定にも加わることはできないとして、再審請求に対する判断者と有罪判決の執行停止に対する判断者を、明確に分けたのである。もっとも、条文上「予審委員会および裁判体は、刑事部に対し、有罪判決の執行停止の請求を付託することができる」としており、破毀院刑事部に対する有罪判決の執行停止の請求は義務的ではない。しかしながら、フランス2014年法は、従来は規定のなかった有罪判決の言い渡しを受けた者についても、予審委員会および裁判体に対して執行停止を請求することができるとしており、この場合には、請求を受けた予審委員会および裁判体は、破毀院刑事部に対し有罪判決の執行停止の請求があることを伝えるとしたのである（625条1項）。

破毀院刑事部は、有罪判決の執行停止を命じるにあたって、移動式電子監視措置を含め、フランス刑事訴訟法731条および731-1条に規定される仮釈放の要件の全部または一部を遵守する義務を付け加えることができる（625条2項）。また、破毀院刑事部は、有罪判決の執行停止の決定において、有罪判決を受けた者を監督する行刑裁判官に示すことによって、有罪判決を受けた者が受ける義務および権利制限を明確にする（625条3項）。その義務および権利制限は1年間適用され、破毀院刑事部は、同じ期間これを延長することができる（625条4項）。有罪判決を受けた者が有罪判決の執行停止中にそれらの義務および権利制限に反した場合、行刑裁判官は破毀院刑事部の審理にゆだね、有罪判決の執行停止の終了をなすことができる。有罪判決の執行停止を終了しない場合、破毀院刑事部は、有罪判決を受けた者が受ける義務および権利制限を修正することができる（625条5項）。なお、特に再審査について、有罪判決の執行を停止する命令を発することなく裁判体が有罪判決を取り消した場合、自由刑の執行を受けていた者は、破毀院大法廷もしくは事実審の決定まで、言い渡された刑期を超えない範囲で拘束され続ける。この場合の身体拘束は、勾留とみなされる。破毀院大法廷もしくは事実審の決定は、有罪判決の取り消しの決定から1年以内になされなければならない、その期限までに決定がなされない場合

には、他の犯罪について拘束を受けている場合を除き、釈放される。また、この間の身体拘束が勾留とみなされることから、釈放請求することができる（625条6項）。

(7) 再審、再審査無罪の効果

再審、再審査無罪となった場合、従前と同様の効果が発生する。すなわち、被った損害の肉体的・精神的賠償、財産的賠償を受けることができる。もっとも、当該誤判が、誤って有罪判決を受けた者に起因する場合—すなわち、訴追された事実の犯人を逃がすことを目的として、自由かつ故意に起訴を受け、または不正に起訴を受けたままにしているという事実のためにその者が有罪を言い渡された場合—には、賠償は支払われない。なお、財産的賠償は、誤って有罪判決を受けた者のみならず、有罪の言渡しによる損害を証明しうるすべての者に対して認められる。請求がある場合、再審無罪判決は、国庫による負担により、有罪の言渡しのあった都市、重罪ないし軽罪が行われた市町村、再審請求者の住居がある市町村、並びに、誤判の被害者が死亡した場合にはその出生地および最後に居住していた市町村において、これを掲示する。また、同じ要件のもとで、この判決を官報に掲載し、かつ、判決を言い渡した裁判所の選択する5つの新聞にその要約を公告することを命じる（626-1条）。

むすびにかえて

以上、フランス刑事再審制度につき、フランス2014年法による改正前後の内容について概観してきた。フランス2014年法により刑事訴訟法上の再審法が再編され全面的に改正されたとはいえ、内容面に関しては従前の再審、再審査を踏襲するところも多く、フランス2014年法による再審法の改正は、周縁的な単純な改正にとどまるという評価もある⁵²⁾。しかしながら、従前の再審委員会に変えて予審委員会を設置しその職務を限定した点、再

52) Fornié, *supra* note 37, pp.1326 - 1327.

審請求の審理につき破毀院刑事部の独占を廃して各部からなる裁判体による審理とした点、審理の公正性担保のための欠格事由や再審請求者の権利を明文化するなど、手続的強化が一定程度果たされたといえよう。

ところで、こうしたフランス刑事再審制度から、日本法は何を見るべきであろうか。フランスと日本では、当事者主義と職権主義といったその訴訟構造や予審制度の存在など手続的構造の違いが多々あり、直輸入することができないことは言うまでもない。しかしながら、例えば「再審格差」との関連では、再審請求に対する判断の統一管轄を挙げることができるように思われる。フランスでは、再審・再審査裁判所といういわば再審請求を専門とする組織が設けられ、しかも、それが破毀院司法官により構成されるのであるから、再審請求は、上級裁判所により統一的に管轄されている。わが国は、再審請求の管轄を原判断をした裁判所に認めており、再審事件を審理する個々の裁判所の姿勢、裁量によるその結論に差異が生ずる「再審格差」の問題も、一方において指摘されている⁵³⁾。しかしながら、再審請求の管轄を統一すれば、こうした「再審格差」の問題は起こりにくくなるのではなかろうか。また、再審請求に対する「予審」も、見るべき点として挙げることができよう。ところで、予審というと、わが国では、前時代的な糾問主義の残滓であり、極めて拒否反応が示される制度である。しかし、ここでは予審そのものではなく、再審請求に対する「予審」の内容に着目をしたい。再審請求における「予審」においては、再審・再審査裁判所司法官の職権的調査権限、請求人の記録・証拠へのアクセス権が認められており、再審請求者の「予審」に対する行為請求権や事前行為の請求も認められている。これは、再審における証拠や証拠開示の問題との関係で示唆的であろう。なお、証拠に関連して、フランスでは、今次の改正により、再審における証拠という観点から、刑事裁判で用いられた証拠の保存に関する規定が設けられ（41-6条）、重罪院における審理の音声録音の規定（308条）が改正されている。さらに、再審開始決定に伴う刑の執行停止の問題との関連では、フランスにおいては、執行停止にとどまらず、

53) 鴨志田・前掲「大崎事件 裁判所の『裁量』と『再審格差』問題」105頁以下。

再審・再審査裁判所が再審請求に対し理由があると認めた場合、有罪判決が必要的に取り消される。これは、原確定有罪判決をないものとして、新たに審理し直すことを意味している。わが国の現行法の枠組みでは、再審開始決定後再審公判において無罪判決が確定してはじめて原有罪判決が取り消されることとなるが、原確定有罪判決に事実認定の合理的な疑いが発生したことを認めるものである⁵⁴⁾という再審開始決定の意義と、運用上再審公判において再度有罪判決が出された例はなく、實際上再審公判が再審開始決定が示した合理的疑いを確認する手続きとして機能しているとされる⁵⁵⁾ことからすると、わが国においても、再審開始決定に伴う刑の執行停止にとどまらず、有罪判決の取り消しも、一考に値するのではなかろうか。これらについては、稿をあらためて検討を加えることにしたい。

なお、今次の改正がフランスの刑事再審にどのような現実的影響をもたらしたのかについても統計資料などをもとに検討する必要があるが、フランス2014年法が施行されて日が浅いということもあり十分な統計資料がまだなく、これについても他日に期することとしたい。

54) 水谷規男「再審開始決定に伴う刑の執行停止決定について」阪大法学 62 卷 3 = 4 号 (2012 年) 97 頁。

55) 水谷・前掲「再審法理論の展望」533 頁。

資料：フランス刑事訴訟法再審規定・試訳（2014年改正）

第3部 非常救済手続

第2編 再審および再審査の請求

第1章 再審および再審査の請求

622条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による修正）

確定した刑事判決に対する再審（révision）は、有罪の言渡しを受けた後、当該有罪判決を受けた者の無罪を証明する性質もしくは当該有罪判決を受けた者の有罪性（culpabilité）につき疑いを生じさせる性質の新事実が生じ、または、当該有罪判決を受けた者の無罪を証明する性質もしくは当該有罪判決を受けた者の有罪性につき疑いを生じさせる性質の訴訟の際裁判所が知りえていなかった証拠が発見された場合において、重罪または軽罪につき有罪と認められたすべての者の利益のために請求することができる。

622-1条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定）

確定した刑事判決に対する再審査（réexamen）は、当該有罪判決が、人権および基本的自由の保護に関する欧州条約あるいはその追加議定書に反して下されたことが欧州人権裁判所の判決により明らかにされ、さらに、当該条約違反から受ける損害結果が、当該条約違反の性質および重大性のゆえに、同条約第41条に基づいて与えられる「正当な満足」によって回復されることのない場合において、有罪と認められたすべての者の利益のために請求することができる。再審査の請求は、欧州人権裁判所の判決から1年以内になされなければならない。破毀申立てに対する再審査も、同様の要件において請求することができる。

622-2条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定）

再審および再審査は、次の者がこれを請求することができる。

- ① 司法大臣
- ② 破毀院検事長
- ③ 有罪の言渡しを受けた者、または、その者が無能力者である場合はその法定代理人
- ④ 有罪の言渡しを受けた者が死亡または失踪宣告を受けた後は、その配偶者、民事連帯契約によるパートナー、内縁関係にある者、子、両親、孫、曾孫、または、包括受遺者

再審については、さらに、控訴院検事長もこれを請求することができる。

第2章 再審・再審査裁判所

623条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による修正）

再審または再審査の請求は、再審・再審査裁判所（la cour de révision et de réexamen）に対して行われる。再審・再審査裁判所は、刑事部部長判事を含む破毀院の司法官（magistrats de la Cour de cassation）18名で構成され、刑事部部長判事が再審・再審査裁判所の長を務める。長以外の17名の司法官は破毀院裁判官総会により指名され、3年の任期を負い、更新は一度のみ認められる。

破毀院の各部は、構成司法官から3名選出する。

17名の補充司法官が、同様の方法で指名される。席次の最も高い刑事部の裁判官（la conseiller de la chambre criminelle）が、刑事部部長判事の補充として指名される。

623-1条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定）

再審・再審査裁判所は、その内部に、再審および再審査の請求に対する

予審委員会 (la commission d'instruction des demandes en révision et en réexamen) を構成する5名の司法官と5名の補充司法官を指名する。5名の司法官と5名の補充司法官は、3年の任期を負い、更新は一度のみ認められる。予審委員会は、その内部で長を指名する。予審委員会に在籍する司法官およびその補充司法官は、再審・再審査裁判所の裁判体 (la formation de jugement de la cour de révision ou réexamen) に在籍することはできない。

その他の13名の司法官が再審・再審査裁判所の裁判体を構成し、再審および再審査の審理を行う。裁判体は、刑事部部長判事により長が務められる。

破毀院検事局が、予審委員会および裁判体における検察官としての職務を遂行する。

再審および再審裁判所に委ねられた事件につき、当該事件に関わる他の裁判の中で訴追ないし予審を行った司法官、請求者の有罪性に関する事柄に対する決定に関与した司法官は、予審委員会および裁判体に在籍すること、または、検察官の役割を果たすことはできない。

第3章 再審・再審裁判所における手続

624条 (2014年6月20日N°2014-640法第3条による修正)

再審または再審査の請求は、再審および再審査の請求に対する予審委員会に対して行われる。予審委員会は、請求が受理されるべきかにつき宣告をする。

請求が明らかに受理できない場合、予審委員会の長またはその代理人は、

不服申立を認めない理由を付した決定（*ordonnance*）により、請求を棄却することができる。

委員会は、現行法の規定する手続において、直接または裁判事務委託により（*directement ou par commission rogatoire*）、犯罪を行った、または、犯罪の遂行を企てたとの嫌疑がかけられたことにつき妥当な理由のある者すべてに対する尋問を除き、請求に対する予審に有用なすべての行為を行う目的で、その構成員の一人または数人に対して付託された調査の補充の執行を命じることができる。

請求者またはその弁護人の書面または口頭での意見を聴取し、検察官の意見を聴取し、ならびに再審および再審査の対象となっている裁判における付帯私訴原告人が審理に参加する場合は、そのことを正式に通知した上で同人およびその弁護人からも意見を聴取した後で、委員会は、請求が受けられると判断する場合には、再審・再審査裁判所の裁判体に付託する。

委員会は、不服申立を認めない理由を付した決定により判断を行う。請求者もしくはその弁護人の請求に対するこの決定は、公開の法廷においてなされる。

624-1条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定）

再審および再審査の請求に対する予審委員会が再審査の請求を付託された場合、その長が決定（*ordonnance*）によって判断を行う。委員会の長は、有罪判決を言渡された者に対してなされた条約違反を明らかにする欧州人権裁判所の判決を確認した場合において、622-1条に規定された期間内に、なされた請求を再審・再審査裁判所の裁判体に付託する。

624-2条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定）

再審および再審査の請求に対する予審委員会が622条の規定により再審の

請求を付託された場合、委員会は、以前提示された一つもしくは二つ以上の請求がその根拠と成しえた新事実、または知りえていなかった証拠をすべて考慮に入れて判断を行い、新事実が生じまたは訴訟の際に知りえていなかった証拠が発見されたと評価された場合に、再審・再審査裁判所の裁判体に請求を付託する。

新しい証拠により、委員会において、第三者がその事実に関与している可能性があるということが明らかになった場合、委員会は、遅滞なくその管轄に属する大審裁判所検事正に通知する。大審裁判所検事正は、必要な調査を行い予審を開始することができるが、すでにその事件につき知っている司法官に付託することはできない。大審裁判所検事正または予審判事は、請求者の有罪判決に関わる捜査に関与した司法警察機関もしくは司法警察職員に付託することはできない。

624-3条 (2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定)

再審・再審査裁判所の裁判体が事件の取り調べが十分でないと判断する場合には、再審・再審査裁判所は、現行法の規定する手続において、直接または裁判事務委託により、犯罪を行った、または、犯罪の遂行を企てたとの嫌疑がかけられたことにつき妥当な理由のある者すべてに対する尋問を除き、請求に対する予審に有用なすべての行為を行う目的で、その構成員の一人または数人に対して付託された調査の補充の執行を命じることができる。

事件の取り調べが十分な場合、裁判体は、本案について審理を行い、公開の法廷で、請求者またはその弁護人の口頭もしくは書面による意見を聴取し、検察官の意見を聴取し、ならびに再審および再審査の対象となっている裁判における付帯私訴原告人が審理に参加する場合は、そのことを正式に通した上で、同人およびその弁護人からも意見を聴取し、不服申し立てを認めない理由を付した決定により判断を行う。請求者またはその弁護

人は、その場合において意見を述べる。

審理において、裁判所の長は、請求を調べるのに有用なすべての人に対する裁判体の尋問を請求することができる。

624-4条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定）

この章の適用に当たっては、請求者は、私選弁護人、または、請求により国選弁護人によって、手続きの中で代理され、審理において援助を受けることができる。再審または再審査の請求が624条2項の規定により明らかに受理できないと宣言されない場合、および、請求者に弁護人がいない場合、予審委員会の長は、職権で弁護人を指名する。被害者は、私選弁護人、または、請求により国選弁護人によって、手続きの中で代理され、審理において援助を受けることができる。

624-5条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定）

請求者は、自らの請求に対する予審において、再審および再審査の要求に関する予審委員会に対し、自らの申請の予審に必要であると思われるすべての行為の執行を目的として、書面によりかつ理由を示した請求を付託することができる。委員会は、その請求を受理してから3カ月以内に、不服申立を認めない理由を示した決定によって、その請求に対し判断を下す。

624-6条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定）

請求者ならびに付帯私訴原告人は、一件記録の書類および文書の全部または一部の写しを交付してもらうことができる。一件記録がデジタル化されている場合には、写しはデジタル化した形で交付され、場合によっては、803-1条の規定の方法に従い、電気通信の手段が取られる。一件記録のそれぞれの書類や文書の一度目の写しの交付は、無料である。写しの交付は、写しの交付の請求から一カ月の期間でなされなければならない。

第4章 再審・再審査裁判所の決定

624-7条（2014年6月20日N°2014-640法第3条による規定）

再審・再審査裁判所の裁判体は、請求の理由がないと判断する場合、請求を棄却する。請求の理由があると判断する場合には、再審・再審査裁判所の裁判体は、有罪判決を受けた者の破毀申立ての再審査（le réexamen du pourvoi du condamné）の請求に応じる場合を除いて、宣告された有罪判決を取り消す。

対審による新たな審理が可能である場合、再審・再審査裁判所の裁判体は、取り消された判決を下した裁判所とは別の、同種、同一審級へ請求人を移送する。ただし、再審査の請求の場合において、有罪判決を受けた者の破毀申立ての再審査が、人権および基本的自由の保護に関する欧州条約に従うことで欧州人権裁判所が認定した違反を治癒する性質のものであるならば、裁判体は、請求人を、破毀院大法廷に移送する。

新たな審理を開始することができない場合、特に有罪判決の言渡しを受けた者の一人もしくは複数の者の大赦、死亡、欠席もしくは不出頭、刑事無責任、公訴時効もしくは刑の時効の場合、再審・再審査裁判所の裁判体は、これら不能をはっきりと確認した後、訴訟手続きにおいて付帯私訴原告人がある場合は、その付帯私訴原告人および死亡者のために再審・再審査裁判所が任命した保佐人の立会いの下、本案について裁判を行う。その場合において、裁判体は、ただ、不当になされた有罪の言渡しだけを取り消し、必要な場合には、死亡者の名誉を回復する。

有罪判決を破棄して移送を宣告した再審・再審査裁判所の判決の後で初めて新たな審理を行うことが不可能であることが判明した場合、検察官の請求により、再審・再審査裁判所は移送の裁判所についてなした指定を取り消し、第3項に定める通りに裁判を行う。

有罪の言渡しを受けた生存者に対する判決の取消によって刑事上の非難が消滅した場合、いかなる移送の言渡しも行われぬ。

有罪の言渡しの取り消しにより、前科者名簿 (la fiche du casier judiciaire) より削除される。再審・再審査裁判所は、同様に、司法警察ファイル (les fichiers de police judiciaire)、デジタル化された指紋に関する自動処理されたファイル (le fichier automatisé des empreintes digitales)、遺伝学的痕跡情報の自動処理された国家ファイル (le fichier national automatisé des empreintes génétiques)、暴力・性犯罪の犯人に関する自動処理された国家司法ファイル (le fichier judiciaire national automatisé des auteurs d'infractions sexuelles ou violentes) に載っている事柄についても、それらファイルの目的性に照らし、情報の保存がもはや必要ないということが明らかな場合において、削除を命じることができる。なお、第5項に規定された場合には、記載事項の削除は義務的に命じられる。

第5章 有罪判決の執行停止の請求

625条 (2014年6月20日N°2014-640法第3条による修正)

予審委員会および裁判体は、刑事部に対し、有罪判決の執行停止の請求を付託することができる。有罪判決の言い渡しを受けた者も、有罪判決の執行停止を予審委員会および裁判体に対し請求することができる。この場合において、請求を受けた予審委員会および裁判体は、刑事部に対し請求があることを伝える。再審・再審査裁判所に在籍する刑事部の構成員は、その審理にもその決定にも加わることはできない。

有罪判決の執行の停止を命じた場合、刑事部は、その停止に、場合によっては移動式電子監視装置に基づく場合を含め、731条および731-1条に

規定される仮釈放の要件の全部または一部を順守する義務を付け加える決定をなしうる。

刑事部は、その決定において、有罪判決の言渡しを受けた者を監督下に置いている行刑裁判官に示すことによって、有罪判決の言渡しを受けた者が受ける義務および権利制限を明示する。行刑裁判官は、712-6条に規定された要件において、有罪を言い渡された者が受ける義務および権利制限を修正することができる。

その義務および権利制限は1年間適用され、同じ期間、刑事部により延長されうる。

受けるべき義務および権利制限に有罪を言い渡された者が違反した場合、行刑裁判所は、有罪判決の執行の停止を終了するために、刑事部の審理に委ねることができる。行刑裁判所は、712-17条に規定された命令を発することができる。かつ、712-19条を適用して有罪の言渡しを受けた者の仮拘置を命ずることができる。刑事部は、その場合、一月の期間内で宣告をしなければならない。有罪判決の執行の停止を終了しない場合、刑事部は、有罪を受けた者が受ける義務および権利制限を修正することができる。

再審査の裁定において、有罪判決の執行を停止する命令を発することなく、裁判体が有罪判決を取り消した場合、自由刑の執行を受けていた者は、大法廷として裁定する破毀院もしくは事実審の決定まで、言い渡された刑期を超えない範囲で拘束され続ける。破毀院大法廷もしくは事実審の決定は、再審・再審査裁判所の決定から1年以内になされなければならない。その期限までに決定がなされない場合は、再審請求者は、他の犯罪について拘束を受けている場合を除き、釈放される。この期間において、再審請求者は勾留されているものとみなされ、148-6条および148-7条に従って釈放請求することができる。この釈放請求は、148-1条および148-2条に

従って審査される。ただし、裁判体が事案を破毀院大法廷に送付する場合においては、再審査請求者に対して有罪判決を下した裁判所を管轄内に含む控訴院の予審部が、釈放請求を審査する。

第6章 事前行為 (actes préalables) の請求

626条 (2014年6月20日N°2014-640法第3条による修正)

再審の請求を再審・再審査裁判所に付託することを検討している確定した刑事判決により重罪ないし軽罪で有罪であると認められた者、または、その者が無能力者である場合その法定代理人、その者が死亡もしくは失踪宣告を受けている場合には622-2条4項に規定する者は、大審裁判所検事正に対し、新事実が生じまたは裁判の際に知りえていなかった証拠が発見されるのに必要であると思われるすべての行為の執行を目的として、書面によりかつ理由を示した請求を付託することができる。この請求は特定の行為に基づかなければならず、また、審問に関わる場合には、審問を望む人物の同一性を明確にしなければならない。

検察官は、その請求に対し、請求を受け取ってから2カ月の範囲で、理由を示して決定を下す。決定において棄却された場合、請求者は一月の期間において、裁定を下す検事長に対して不服申し立てをなすことができる。

第7章 有罪判決に対する補償

626-1条 (2014年6月20日N°2014-640法第3条による修正)

司法組織法典第1部第4編第1章を除いて、本編の適用により再審・再審査裁判所において無罪と認められた有罪を言い渡された者は、有罪の言渡しによる肉体的、精神的損害の完全な賠償を求める権利を有する。ただ

し、訴追された事実の犯人を逃がすことを目的として、自由かつ故意に起訴を受け、または不正に起訴を受けたままにしているという事実のために、その者が有罪を言い渡された場合は、いかなる賠償も支払われない。

有罪の言渡しによる損害を証明しうるすべての者は、前項と同じ要件において、賠償を請求することができる。

当事者の請求に対して、損害は、本法第1部第3篇第1章第9節に規定される要件において実行される対審調査により評価される。

賠償は、当事者の居住する管轄における控訴院の裁判長によって、149-2条から149-4条に規定された手続にしたがって認められる。その者による賠償の請求がある場合、賠償は、また、その者を無罪とする判決によって認められる。重罪院においては、賠償は、民事事件として、陪審の出席なく、裁判を行っている裁判所によって認められる。

賠償は、国の負担とする。ただし、自己の責めによるべき事由により有罪の言渡しをさせた私訴原告人、告発者または虚偽の証言を行った者に対する国の求償を妨げない。賠償は、刑事裁判の費用として支払われる。

請求者の請求がある場合、有罪の言渡しを受けた者を無罪とする再審の判決は、有罪の言渡しのあった都市、重罪ないし軽罪が行われた市町村、再審請求者の住居がある市町村、ならびにその者が死亡または失踪宣告を受けている場合には有罪判決の言い渡しを受けた者の出生地および最後に居住していた市町村においてこれを掲示する。同じ要件のもとで、この判決を官報に掲載し、かつ、判決を言い渡した裁判所の選択する5つの新聞紙にその要約を公告することを命じる。

前項の公告の費用は、国庫の負担とする。